

水産業協同組合検査規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

水産業協同組合検査規則等の一部を改正する規則

(水産業協同組合検査規則の一部改正)

第1条 水産業協同組合検査規則(昭和27年鳥取県規則第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改正後	改正前
(検査終了後の措置) 第9条 略 2 略	(検査終了後の措置) 第9条 略 2 略 <u>3 前項の場合において、知事は、期限を定めて、当該組合から検査書で是正又は改善を求めた事項についての見解又は措置若しくは方針について、理事会において協議させた上、理事会議事録及び監事の意見書を添付した回答書を提出させるものとする。</u>

(農業協同組合検査規則の一部改正)

第2条 農業協同組合検査規則(昭和37年鳥取県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改正後	改正前
(検査終了後の措置) 第15条 略 2 略	(検査終了後の措置) 第15条 略 2 略 <u>3 前項の場合において、知事は、期限を定めて、当該組合から検査書で是正又は改善を求めた事項についての見解又は措置若しくは方針について、理事会において協議させた上、理事会議事録及び監事の意見書を添付した回答書を提出させるものとする。</u>

(森林組合検査規則の一部改正)

第3条 森林組合検査規則(平成8年鳥取県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改正後	改正前
-----	-----

(検査後の措置)

第15 略

2 略

(検査後の措置)

第15条 略

2 略

3 前項の場合において、知事は、当該組合から、検査書で是正又は改善を求めた事項についての見解又は措置若しくは方針について、理事会において協議させた上、期限を定めて理事会議事録及び監事の意見書を添付した回答書を提出させるものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。